

# 家庭ごみ有料化実施計画

～平成29年10月実施～

(固形状一般廃棄物処理事業)



東広島市  
平成28年7月

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	背景	
	①基本計画の概要・・・・・・・・	4
	②各種計画の数値目標・・・・・・・・	5
	③ごみ排出量の状況・・・・・・・・	6
	④ごみ処理経費の状況・・・・・・・・	7
	⑤県内他市町の家庭ごみ有料化実施状況・・・・・・・・	7
	⑥家庭ごみの有料化施策の背景・・・・・・・・	8
	本市の現状（まとめ）・・・・・・・・	9
3.	有料化の目的・・・・・・・・	12
4.	有料化の効果・・・・・・・・	14
5.	有料化制度	
	①実施時期・・・・・・・・	15
	②価格改訂・・・・・・・・	16
	③処理手数料の試算・・・・・・・・	17
	④新旧指定袋の取り扱い・・・・・・・・	18
	⑤減免措置・・・・・・・・	19
6.	今後の調整事項・・・・・・・・	20
	①今後の減量化・資源化策・・・・・・・・	21
	②有料化財源による他施策との併用減量案（検討中）・・・	22
	③今後の事務スケジュール・・・・・・・・	23
7.	まとめ・・・・・・・・	24

# 1 はじめに

東広島市環境審議会（以下「審議会」という）は、家庭ごみの有料化に関して、平成23年4月に、「東広島市においても家庭ごみ有料化を実施すべきである」との旨の答申を行っています。

本市では、この答申を受けて、家庭ごみの有料化導入前に、今一度、市民に対し、啓発強化のための「ごみの減量化方針」を平成24年10月に策定し、ごみブックの全戸配布、啓発DVDの作成、減量出前講座の開催、古着古布の拠点回収に加え、平成26年度からは使用済小型家電回収に取り組むなど、ごみ減量化とリサイクルの推進を『まちぐるみ』で展開してきました。

しかし、今後のゼロエミッションシティ（環境先進ビジョン）を実現するためには、より一層のごみの減量化とリサイクルの推進に取り組む必要があります。

具体的な数値目標として、平成22年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という）では、平成36年度までにリサイクル率を24%以上にする事、平成24年3月に策定した「東広島市環境基本計画」では1人1日当たりのごみ排出量は850gを達成することを掲げています。

これらの目標を達成するためには、様々なごみ減量施策とリサイクル推進方策を一体的に展開することが必要ですが、大幅なごみ減量化を目指すための施策の一つとして、「平成29年10月1日から、家庭ごみ有料化の実施」を目指しています。

「家庭ごみ有料化実施計画」は、平成23年4月の市環境審議会の答申を踏まえて策定したものであり、今後は、家庭ごみ有料化の実現に向けて、条例改正等の必要な手続きはもとより、徹底した市民周知に取り組んでまいります。

## 2 背景

### ①基本計画の概要

基本計画は平成36年度までの15年間のごみ減量施策とリサイクル推進方策を定めたもので、「地球環境保全の視点から『ごみの排出抑制』を中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となって循環型社会システムの構築を目指すものとする」ことを基本方針としています。

<b>基本方針</b>	地球環境保全の視点から『ごみの排出抑制』を中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となって循環型社会システムの構築を目指す	
<b>数値目標</b>	①ごみの減量化 (1人1日当たりのごみ排出量)	平成27年度 946g
	②リサイクル目標 (リサイクル率)	平成36年度 24%以上
	③最終処分量の目標	平成36年度 0t/年度
<b>重点施策</b>	①家庭ごみの有料化等の検討 ②事業系ごみ手数料の見直し ③新施設整備と分別種の変更	

## ②各種計画の数値目標

一般廃棄物処理基本計画 [東広島市、竹原市、大崎上島町、広島中央環境衛生組合]  
(H22.3：廃棄物処理法により策定・実施中＝H22～H36) H28中間見直し予定

946g/日・人 (H27年度)

リサイクル率  
24%以上 (H36年度)

東広島市ごみ減量化・リサイクル推進計画 [東広島市環境審議会]  
(H19.3策定・実施中＝H19～H27、H23.4見直し)

900g/日・人 (H27年度)

家庭ごみの有料化によるごみ減量化・  
リサイクルの推進

東広島市環境基本計画 [東広島市]  
(H24.3：東広島市環境基本条例により策定・実施中＝H24～H33)

850g/日・人 (H33年度)

アンケート（ごみと資源物の分別を実施）回答100%

### ③ごみ排出量の状況

近年、本市のごみ排出量は緩やかな増加傾向であり、平成26年度は一人1日当たりのごみ排出量は999gとなりました。

現状の傾向のまま推移した場合には、平成27年度の排出量は1,006gとなり、環境基本計画の目標値850gを達成することは不可能であると考えています。

			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
東広島市	可燃物処理 施設に搬入 (t)	家庭系	27,095	28,064	28,297	28,682	29,551	29,926
		事業系	24,416	25,416	25,051	25,394	26,325	26,898
		小計	51,511	53,480	53,348	54,076	55,876	56,824
	不燃物処理 施設に搬入 (t)	家庭系	6,726	6,708	6,783	6,678	6,175	6,350
		事業系	1,026	980	916	871	804	840
		小計	7,752	7,688	7,699	7,549	6,979	7,190
	直接資源化(t)		2,798	2,138	1,921	1,966	1,896	1,696
	資源回収等(t)		2,850	2,761	2,674	2,543	2,425	2,384
	合計(t)		64,911	66,067	65,642	66,134	67,176	68,094
	一人当たり	ごみ排出量(g)/1日	<b>969</b>	<b>984</b>	<b>984</b>	<b>988</b>	<b>999</b>	<b>1,006</b>
資源化量(g)/1日		135	120	120	116	110	106	
資源化率(%)		14	12	12	12	11	11	
※直接資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点回収機で回収されたペットボトルや缶、ステーションに出された新聞・雑誌など処理施設に搬入せず直接資源化したもの。</li> </ul> <p>ただし、安芸津地区は直接資源化せず、いったん施設に搬入するので、不燃物処理施設の実績に含む。</p>							
※資源回収等	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から排出されるごみのうち、ごみとして排出される前に、自主的に資源を回収しリサイクルしたもの。</li> </ul>							
※資源化量	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設資源化量、直接資源化量及び資源回収量等の計を人口で除したもの。</li> </ul>							
※資源化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ排出量に占める資源化量の割合。</li> </ul>							

#### ④ごみ処理経費の状況

ごみ収集業務の民間委託、ごみ処理行政の効率化により経費削減に努めてきましたが、組織の広域化及び各種リサイクル施策の導入などにより、近年、本市のごみ処理経費は増加傾向にあり、現在総額で21億円程度が、ごみを処理するために費やされています。

環境省データによりますと、住民一人当たり経費は、本市が11,526円であり、全国平均の約13,400円より安い金額となります。

(億円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年間処理経費 (建設・改良費除く)	16.1	17.2	19.8	20.6	18.7	17.9	19.6	19.9	20.0	21.2
H17比(%)	100.0	106.8	123.0	128.0	116.1	111.2	121.7	123.6	124.2	131.7
建設・改良費	18.7	3.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間処理経費 (建設・改良費含む)	34.8	20.8	20.0	20.6	18.7	17.9	19.6	19.9	20.0	21.2

一般廃棄物処理事業実態調査（環境省実施）

#### ⑤県内他市町のごみ有料化実施状況

実施市町12団体／23団体（県内市町）＝52.17%

呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、  
安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

## ⑥家庭ごみの有料化施策の背景



Q,なぜ全国市町村の  
約6割は家庭ごみを  
有料化しているの？

A,ごみの減量化と再生利用促進に、  
ごみの有料化が有効なため、国全体の  
施策の方針として明確化されたからです。

平成17年5月26日に、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が改正された。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

## 本市の現状（まとめ）

### 1人一日ごみ排出量が平均より多い

広島県899g < 全国平均947g < **本市999g**

【H26 環境省実態調査結果】

### リサイクル率が平均より低い

広島県21.8% > 全国20.6% > **本市10.9%**

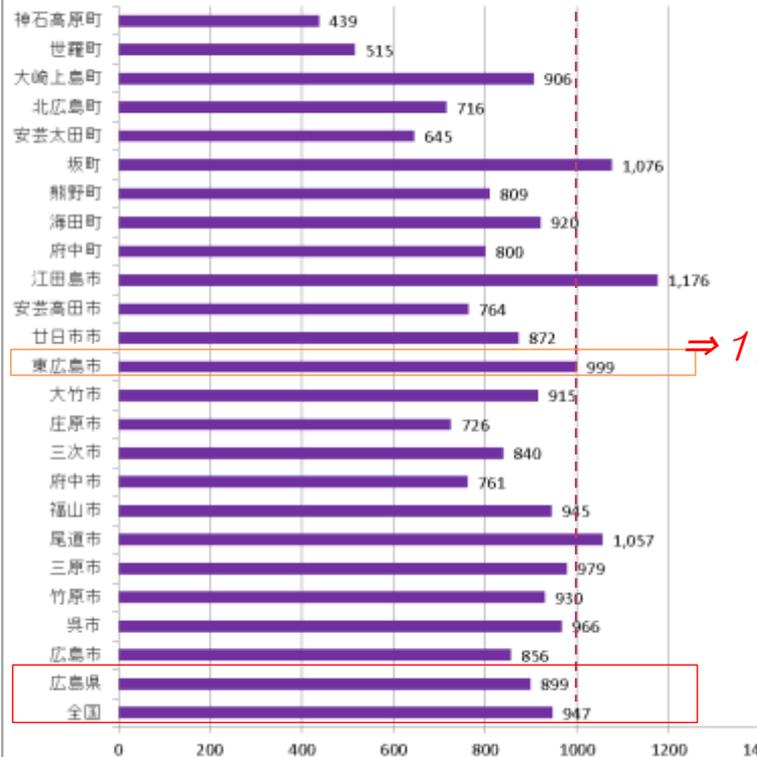
【H26 環境省実態調査結果】

### ごみ処理経費は全国平均、県平均より安価

市民一人当たり 約1万2千円/年 ≫ 全国1万3千円 ≫ 県1万4千円  
リサイクル費用年間約2億5千万円（H26決算 組合負担金含）

# 広島県内排出量・資源化データ比較

## 総排出量



県内ワースト4位

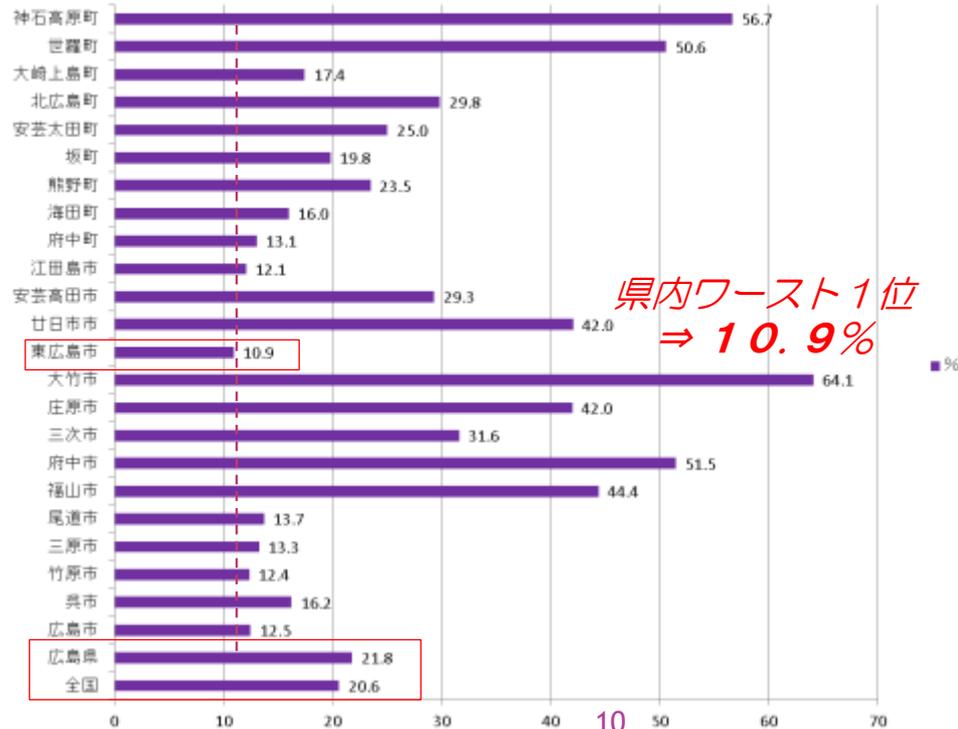
⇒ 1人当たり **999g** / 日

■ 一人一日あたり(g)



## リサイクル率R

(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)\*100



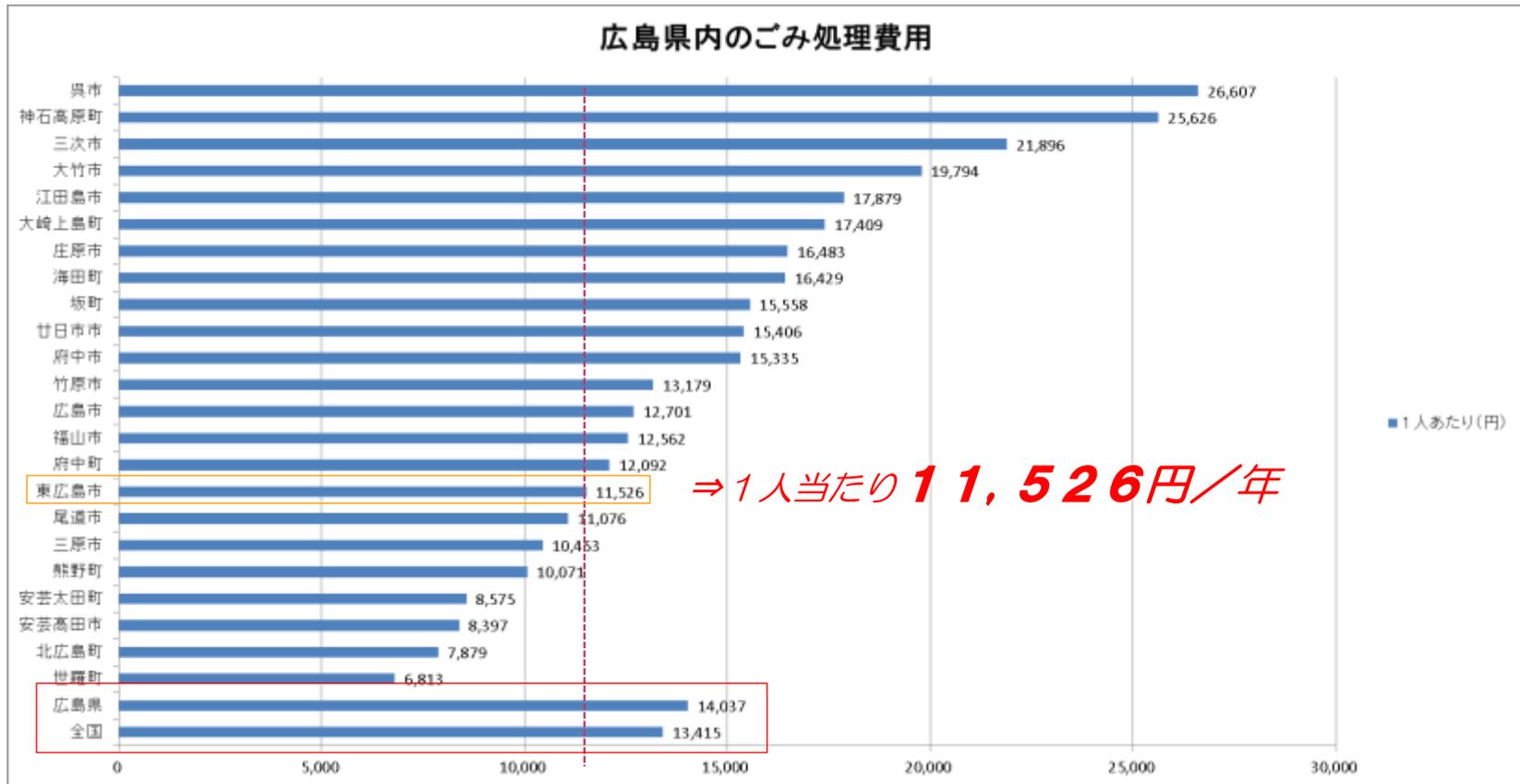
県内ワースト1位

⇒ **10.9%**

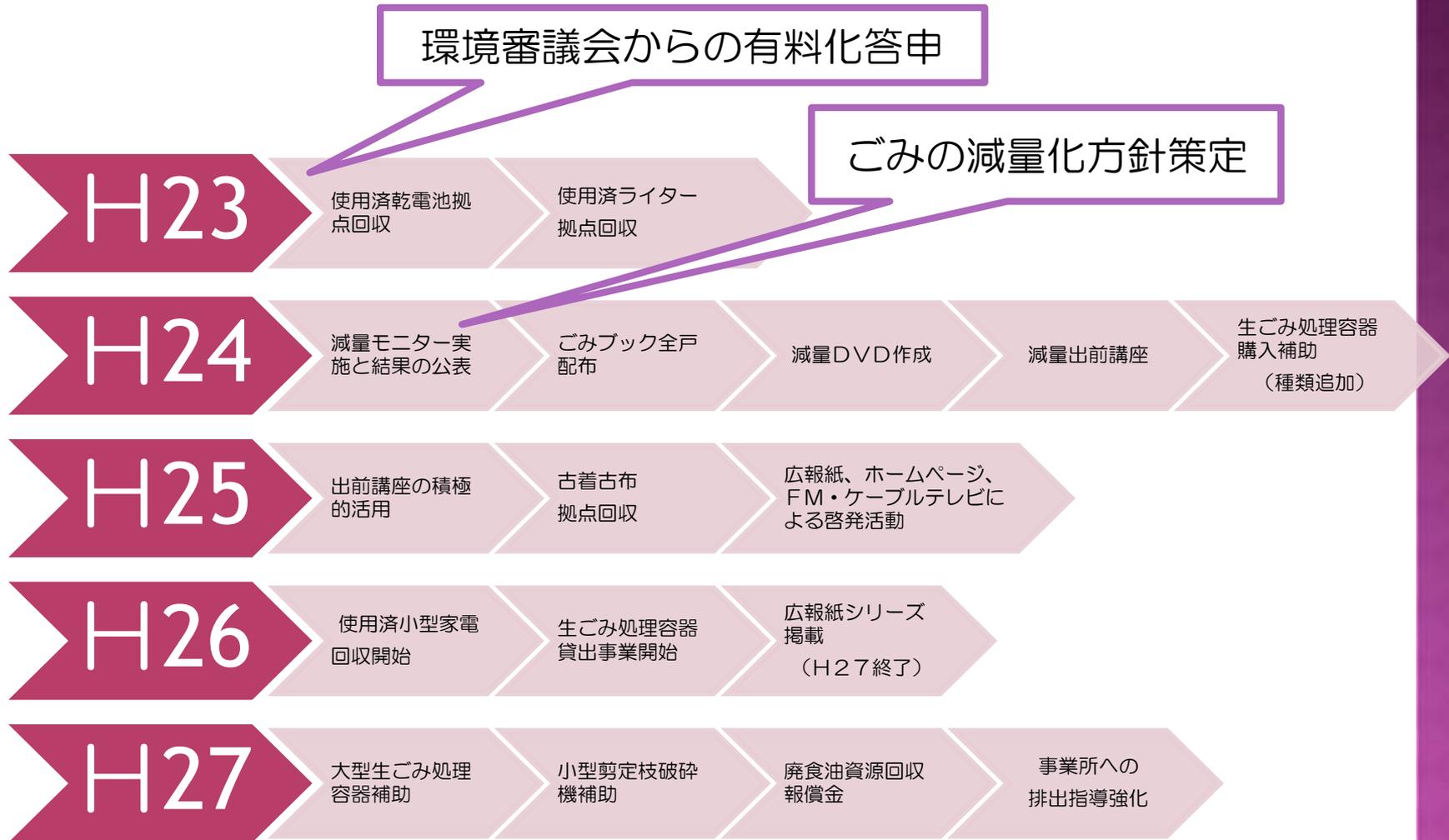
■ %

平成26年度  
一般廃棄物実態調査結果  
(環境省公表データより)

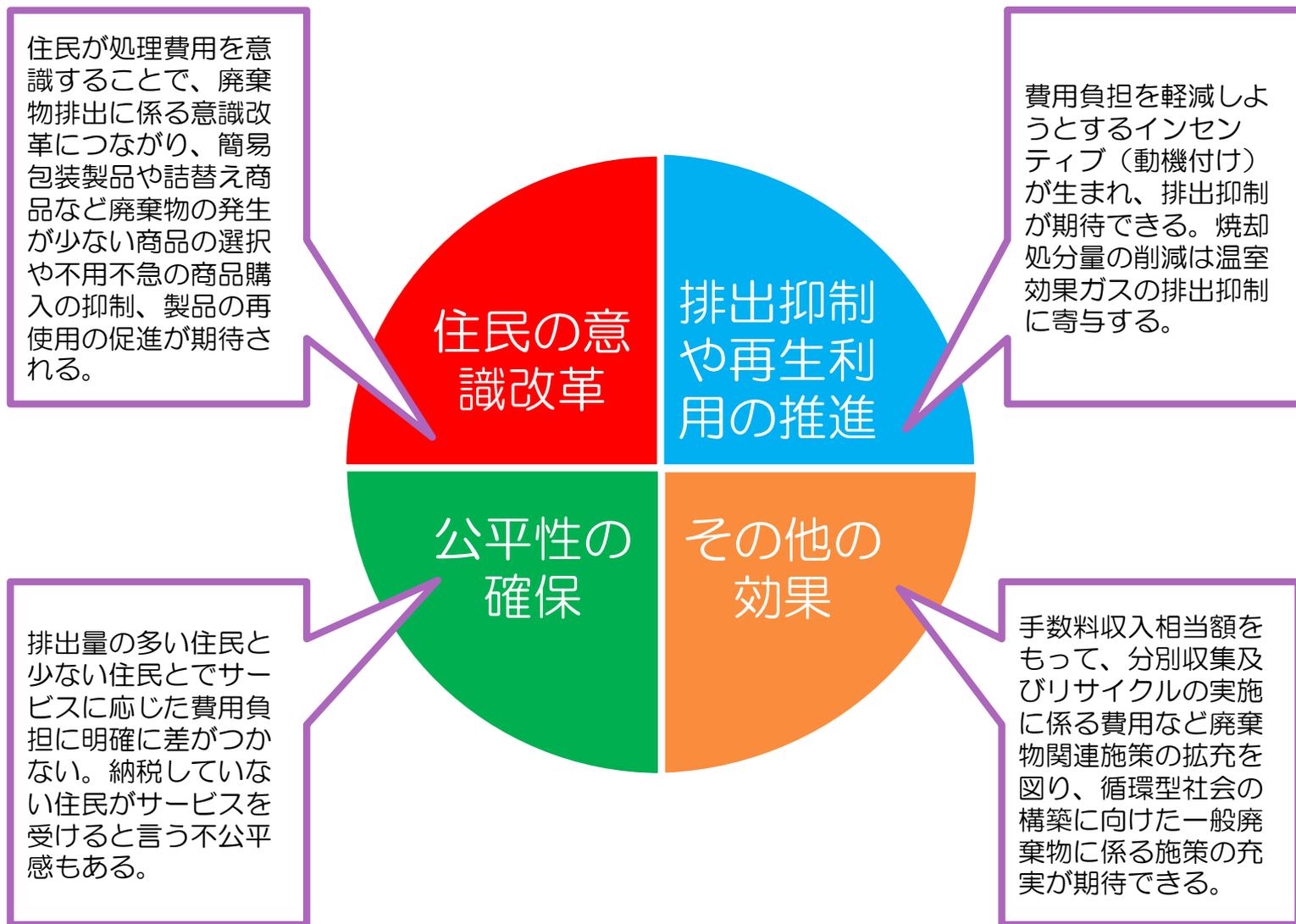
# 広島県内ごみ処理費用データ比較



# これまでの主な減量化・資源化施策



### 3 有料化の目的



# 4 有料化の効果

平成27年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は1006gになり、基本計画及び東広島市ごみ減量化・リサイクル推進計画[東広島市環境審議会答申]に掲げた目標を達成することができません。

しかし、家庭ごみ有料化を含む基本計画に掲げた各種施策を実施した場合には、現状から2割の削減が可能となり、環境基本計画の目標値である1人1日当たり850gを達成が可能であると考えています。

**1割 = 1円以上の価格設定で  
排出量20%以上の抑制が可能**

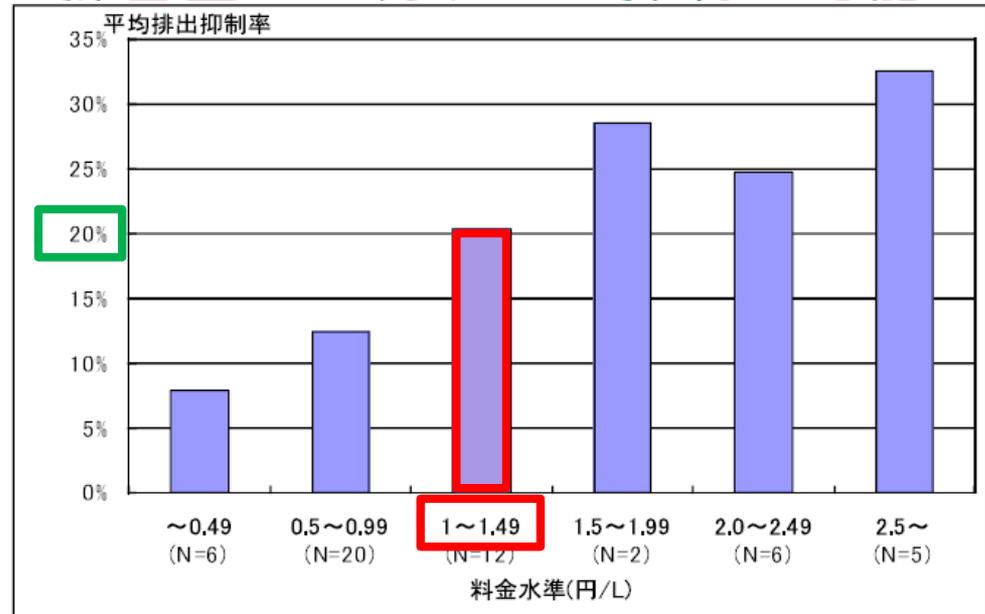


図 3-2-5 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率

【環境省 有料化手引き】

# 5 有料化制度

## ①実施時期



家庭ごみ指定袋は、  
平成29年10月1日に  
処理手数料を加算した価格に  
変更します。

単純比例型指定袋制を採用

燃やせるごみ	1 ㇿ =	1 円
資源ごみ	1 ㇿ =	0.5 円

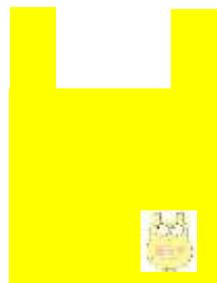
※ 1枚当たり：燃やせるごみ指定袋 40 ㇿ = 40 円  
資源ごみ指定袋 40 ㇿ = 20 円

## ②価格改訂

# 家庭系ごみ指定袋

### 現 行

『燃やせるごみ』・『埋立ごみ』・『有害ごみ』用

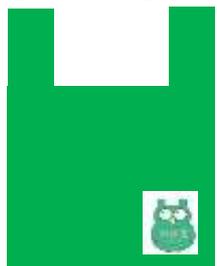


10円/40ℓ (10枚100円)

7円/20ℓ (10枚 70円)

4円/10ℓ (10枚 40円)

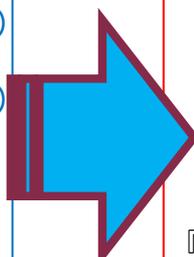
『リサイクルプラ』・『ペットボトル』・『ビン・缶』用  
(また、『燃やせない粗大ごみ』の小物を排出する際)



10円/40ℓ (10枚100円)

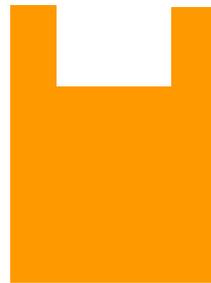
7円/20ℓ (10枚 70円)

4円/10ℓ (10枚 40円)



### 有料化後

『燃やせるごみ』・『埋立ごみ』・『有害ごみ』用

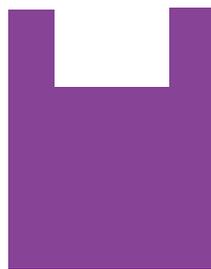


40円/40ℓ (10枚400円)

20円/20ℓ (10枚200円)

10円/10ℓ (10枚100円)

『リサイクルプラ』・『ペットボトル』・『ビン・缶』用



20円/40ℓ (10枚200円)

10円/20ℓ (10枚100円)

5円/10ℓ (10枚 50円)

### ③処理手数料の試算

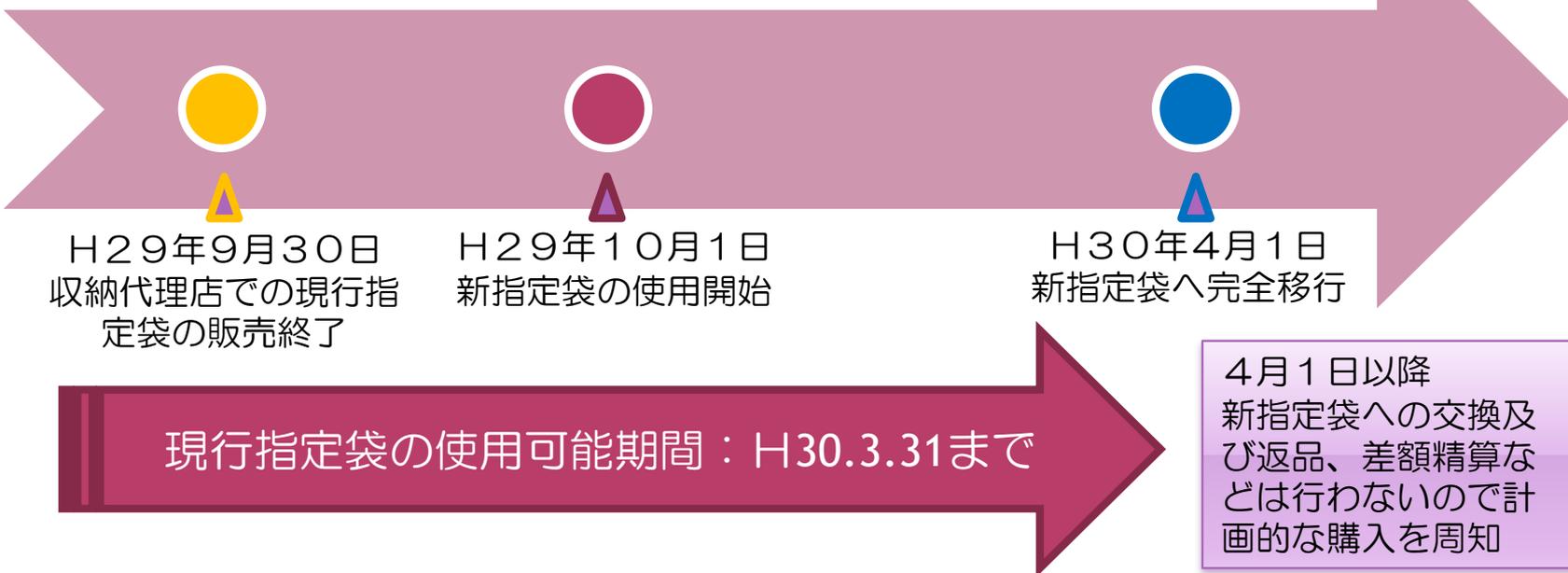
各世帯で排出されるごみの量は違いますが、例えば、参考例で1世帯4人家族の場合を試算した処理手数料は、概ねつぎのとおりです。

袋の種類	月間 排出回数	月間 使用枚数	処理手数料		
			1枚当たり	月間	年間
燃える ごみ用 40ℓ	週2回×4週	8枚	40円	320円	3,840円

袋の種類	月間 排出回数	月間 使用枚数	処理手数料		
			1枚当たり	月間	年間
資源 ごみ用 40ℓ	週1回×4週	4枚	20円	80円	960円

#### ④新旧指定袋の取り扱い

- 新指定袋は平成29年8月上旬から販売開始
- 現行指定袋は平成29年9月30日で販売終了
- 現行指定袋は平成30年3月31日まで使用可能（経過措置）
- 新指定袋への交換及び返品などは不可（多量買占め防止）



## ⑤減免措置（案）

2歳未満の乳幼児を養育している人

- 出生～2歳までの24カ月で最高2,400㊦分の指定袋（転入の場合は月割）

高齢者家族介護用品支給事業対象者

- 市介護用品購入助成券の交付を受けた方
- 年間で最高2,400㊦分の指定袋（転入、新規交付決定の場合は月割）

紙おむつ購入助成券交付事業対象者

- 市紙おむつ購入助成券の交付を受けた方
- 年間で最高2,400㊦分の指定袋（転入、新規交付決定の場合は月割）

県内他市事例

呉市

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、紙おむつ助成受給世帯、乳幼児扶養世帯対象
- 生活保護世帯対象

三原市

- 2歳未満、介護、傷病によりおむつの必要な世帯対象
- 生活保護世帯は対象外

府中市

- 高齢者、障害者、乳幼児世帯対象
- 生活保護世帯対象

大竹市

- 高齢者、乳幼児世帯対象
- 生活保護世帯対象

## 6 今後の調整事項

### 統一

- ・ 分別種を東広島市内で統一（平成29年10月開始）
- ・ 事業系手数料を2市1町で統一（平成32年秋開始）
- ・ 処理施設へ自己搬入する際の料金の統一（平成29年10月開始）

### 対応

- ・ 有料化に伴う還元対策の事務調整（健康福祉部・こども未来部）
- ・ 減量化資源化のための還元施策等の検討
- ・ 市民説明会の実施と事業系アパート、マンション住民への啓発

### 指定袋

- ・ 新しい指定袋のデザイン・仕様の作成・配送・販売委託契約事務等（平成28年度）
- ・ 旧指定袋の保管場所の確保、利活用の検討（平成28年度）

①今後の減量化・資源化策



家庭ごみの有料化実施後も効果的な減量・資源化施策を計画します。

H28

事業所への排出指導強化

事業系アパート住民への減量啓発

ごみの減量化と有料化を考える講演会

H29

新ごみブック配付

有料化実施

剪定枝破碎車両の運用開始

ふれあい収集

減免措置

H30

大型生ごみ処理機の学校等公共施設設置

不法投棄対策

ごみステーションボックス整備補助

資源回収報償金制度拡充

生ごみ処理容器補助拡充

H31

事業系手数料2市1町統一協議

還元施策(検討)

還元施策(検討)

H32

新処理施設稼働

事業系手数料2市1町統一

還元施策(検討)

## ②還元施策案（検討中）

### 市民

- ・ 排出困難者へのふれあい収集
- ・ 減免措置（排出量抑制困難者への指定袋交付）

### 事業者

- ・ エコショップ認定
- ・ 大型生ごみ処理機整備補助

### 地域団体等

- ・ 資源回収団体報償金の増額
- ・ リサイクル推進員
- ・ ごみステーションボックス整備補助
- ・ ごみ減量化・資源化推進交付金

不法投棄対策  
不適正排出対策

③事務スケジュール

H28.4月

●6月 案の報告

H29.10月

市民説明（公表）

市環境審議会 有料化実施計画  
●H28.3.23 H28.4.25  
(意見聴取)

市民講演会  
(H28.7.31)

使用料等審議会  
(H28.5.20)

市廃掃  
条例改正  
(H28.6)

H28.10月  
広報等による有料化の周知

有料化  
市民説明会

安芸津地区住民  
へのリサイクル  
プラ分別説明会

旧指定袋  
販売終了  
(H29,9,15)

購入済の旧指定袋  
使用可能経過期間  
(~H30.3末)

**有料化実施：**  
新指定袋販売開始、  
減免措置等実施

内部事務調整

賀茂環境センター・収集運搬業者協議

減免措置協議（健康福祉部・こども  
未来部・広島中央環境衛生組合）

排出困難者への対応策検討

新指定袋の仕様（デ  
ザイン）検討

新収集日程の調整、  
作成、配布

新ごみブック作成業務、全戸配布

対応策追加検討

収納代理店変更契約  
(約240店)

新指定袋作成委託・  
旧指定袋在庫調整

分別種の  
市内統一化

減量施策、排出困  
難者対策の強化を  
検討・実施

収納代理店在庫回収、  
還付（約240店）

不法投棄対策の強  
化を検討・実施

# まとめ

- 家庭ごみの有料化は、平成29年10月1日から
- 現行の指定袋の使用は、平成30年3月31日まで
- 新たな減量化施策を展開し循環型社会の構築を図る。